

出願商標「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」拒絶審決取消請求事件：知財高裁令和2(行ケ)10006・令和2年7月29日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

他人の氏名(商標法4条1項8号), 他人の承諾

【事案の概要】

1 本件は, 原告が出願した商標について拒絶査定を受けたことから, 不服審判請求をしたところ, 請求は成り立たない旨の審決がされたので, 原告がその取消しを求めた事案である。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに括弧内に掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実)

(1) 原告(株式会社ソロイスト)は, 平成29年9月21日に, 指定商品を第9類「サングラス, 電子出版物」, 第14類「ネックレス及びその他の身飾品(「カフスポタン」を除く。), 宝玉及びその模造品, キーホルダー」, 第18類「かばん類, 袋物, 傘, 皮革」及び第25類「被服(「和服」を除く。), ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。)」として, 「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標(以下「本願商標」という。)について, 商標登録出願(商願2017-126259号)をしたところ(甲1), 平成30年11月15日付けで拒絶査定を受けたので(甲2), 平成31年1月29日に不服審判請求をした(甲3。不服2019-1138号)。

(2) 特許庁は, 上記(1)の不服審判請求について, 令和元年12月6日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし, 本件審決の謄本は, 同月23日に原告に送達された。

3 本件審決の理由の要点

(1) 本願商標の構成のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分(以下「前半部分」ということがある。)は全て欧文字の大文字で一連に書してなり, 後半の「TheSoloist.」の文字部分(以下「後半部分」ということがある。)は, 親しまれた英語の定冠詞「The」, 「独奏者」の意味を有する英単語「Soloist」及びピリオド「.」から成ると容易に理解されるから, 本願商標は, 「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分と「TheSoloist.」の文字部分を組み合わせさせた結合商標であると理解される。

そして, 前半部分は, 無理なく一連にローマ字読みすることができ, 「タカヒロミヤシタ」の称呼が自然に生じる。

(2) 我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することは少なくないこと、氏名をローマ字表記する場合に、名、氏の順で記載することが一般的であり、パスポートやクレジットカードのように、全ての文字を欧文字の大文字で記載することも少なくないこと、「ミヤシタ」を読みとする姓氏（「宮下」）及び「タカヒロ」を読みとする名前（「孝大，孝弘，貴弘，隆宏」等）は、日本人にとってありふれた氏名であることが認められる。

(3) 以上によると、本願商標は、その構成のうち「TAKAHIROMIYA ASHITA」の文字部分が、「ミヤシタ（氏）タカヒロ（名）」を読みとする人の氏名をローマ字表記したものと客観的に把握されるものであるから、人の「氏名」を含む商標であるといえる。

(4) ハローページによると、「ミヤシタ タカヒロ」を読みとすると考えられる「宮下孝洋」，「宮下隆寛」，「宮下貴博」，「宮下孝弘」，「宮下高広」，「宮下高弘」及び「宮下貴浩」といった氏名の者が掲載されていると認められ、これらの氏名の者は、いずれも本願商標の登録出願時から現在まで現存している者であると推認できるところ、これらの氏名の者は原告と他人であると認められ、原告は、上記他人の承諾を得ているものとは認められない。

(5) したがって、本願商標は、その構成のうちに「他人の氏名」を含む商標で、かつ、その他人の承諾を得ているものではないから、商標法4条1項8号に該当する。

4 原告の主張する審決取消事由

次のとおり、本願商標は、他人を想起、連想させるものとはいえないから、商標法4条1項8号にいう「他人の氏名」を含む商標には該当せず、また、仮に、他人を想起、連想させるものであるとしても、「宮下孝洋」等は同号の「他人」には該当しないと解すべきである。

(1) 他人の氏名を含むと客観的に把握され、他人を想起、連想させる商標ではないこと

ア 商標法4条1項8号の趣旨は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的（同法1条）とする法の枠組みにおいて、とりわけ、人の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護すること、すなわち、人（法人等の団体を含む。）が自らの承諾なしにその氏名、名称、著名な略称等を商標に使われることがないとの利益を保護することにあるところ、問題となる商標に他人の氏名等が存在すると客観的に把握できず、他人を想起、連想できないのであれば、他人の人格的利益が毀損されるおそれはないから、他人の氏名等を「含む」商標に該当するかどうかを判断するに当たっては、単に物理的に「含む」状態をもって足りるとするのではなく、その部分が他人の氏名等として客観的に把握され、他人を想起、連想させるものであることを要すると解すべきである。しかるに、本願商標は、「TAKAHIROMIYA

SHITATheSoloist.」の文字を、標準文字で、同大、等間隔に書して外観上まとまりよく一体的に表して成る構成であって、一体不可分の態様として把握されるものであり、他人の氏名等として客観的に把握されかつ他人を想起、連想させる態様で表示された「氏名」等を含むものではない。

イ また、本願商標の前半部分を他から分離して認識するとしても、前半部分について「氏名」をローマ字表記したものと客観的に把握することはできない。すなわち、日本人の氏名をローマ字で表記する場合、氏と名の区切りが明らかのように、例えば、氏と名の2段表記、氏と名との間に空白を入れた表示、氏と名との間にコンマを入れた表示、氏と名の頭文字を大文字で記載し2文字目以下を小文字で記載した表示などとするのが広く一般的にされているところ、本願商標の前半部分は、欧文字の大文字を空白を入れることなく整然と一列に並べるもので、それ自体がまとまりよく一連で表されており、「TAKAHIRO」の部分と「MIYASHITA」の部分とに分けて理解、認識され得るような特段の外観を呈するものでもなく、一体不可分の態様で把握されるから、これに接する取引者、需要者をして、直ちに「ミヤシタ タカヒロ」を読みとする「氏名」をローマ字表記したものと客観的に把握させるものではない。したがって、本願商標は、当該氏名の他人を想起、連想させるものとはいえず、同号の「氏名を含む商標」に該当しない。

ウ 本件審決が誤りであることは、次の点からも根拠付けられる。

(ア) 近時における他の審決例(甲7)においては、「MASASHIYAMAGUTI」から成る欧文字の大文字を、同書、同大、等間隔で、外観上まとまりよく一連かつ一体不可分の態様で書して成る商標について、その構成全体をもって一体不可分のものとして把握し、このような商標の構成態様のみを理由として、ローマ字で表す「氏名」を普通に表示したものとはいえない旨を認定し、商標法4条1項8号の適用を否定している。なお、当該商標のうち前半の「MASASHI」の部分でローマ字読みした「マサシ」を読みとする名前及び後半の「YAMAGUTI」の部分でローマ字読みした「ヤマグチ」を読みとする姓氏は、いずれも我が国においてありふれたものである(甲8~10)。

(イ) 本件審決ではパスポートとクレジットカードが例示されているが、パスポートでは「姓」を上段に「名」を下段に分けて2段表記し(甲5)、クレジットカードでは氏と名との間に空白を入れて表記するのが通例である(甲6)。本件審決が挙げたそれらの例は、我が国において氏名をローマ字表記する場合の表記が姓氏と名前との区切りが明らかとなるような構成態様でされることを根拠付けるものでもある。

(ウ) 氏名をローマ字表記する際の順序について、本件審決に先立つ令和元年10月25日、公文書における日本人名のローマ字表記では令和2年1月1日から原則として、「姓」、「名」の順とすることを政府が決定し、その旨広く報道され(甲11の1・2)、一般に周知されていたことに鑑みると、

それ以降は、上記「姓」、「名」の順へと変わる転換期ともいえる状況にあるから、必ずしも名、氏の順で氏名をローマ字表記することが本件審決時に一般的であったとまではいえない。

(2) 「宮下孝洋」等が商標法4条1項8号の「他人」に該当しないこと

仮に、本願商標の前半部分から「ミヤシタ タカヒロ」を読みとする「氏名」の人が想起、連想されるとしても、次の点からして、本願商標は、商標法4条1項8号の「他人」の氏名等を含む商標には該当しないというべきである。

ア 商標法4条1項8号の適用に当たっては、同法1条に定める目的に照らし、産業発展の寄与や需要者の利益保護の観点から、登録が拒絶される者が受ける不利益も十分に考慮すべきである。また、人格権保護という同号の趣旨を踏まえても、たまたま氏名が同一でも商標や商品とその人との関係が一般世人に認識されないような場合に至るまで承諾を要求することは行きすぎである。このような見地から、同号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とすると解すべきである。

イ(ア) とりわけ、ファッションの分野においては、デザイナーがその出所を表示するブランド名として自己の氏名をローマ字表記して用いることがあり、周知、著名となっているものが数多く存在するところ、産業発展の寄与や需要者の利益の保護の観点から、このような周知、著名なブランドの使用するには独占排他的権利が認められてしかるべきである。

イ(イ) このようなブランドを商標登録するとき、同一のローマ字表記をする氏名の他の人物が現存する場合にその全ての人物の承諾を常に要することは、次の見地から妥当でない。まず、① 同程度に周知、著名性を獲得したブランドであるにもかかわらず、同一のローマ字表記をする氏名の他の人物が現存するかどうかといった、出願人(ブランド使用者)の関与し得ない要素によって、承諾の要否や承諾が必要な数が異なり、登録可能性に差異が生じることは、公平の見地から妥当でない。また、② 商標において氏名を漢字表記する場合や名称を表示する場合に比べて、氏名をローマ字表記する場合は承諾の対象者の範囲が広い上、承諾の対象者には、通常、出願人とはそれまで何の関係も無かった個人が該当するところ、一般社会において、そのような個人に対する突然の交渉により直ちに承諾を得ることができることは考え難いから、その氏名のローマ字表記が相当珍しいものでない限り、登録が事実上不可能となり、産業発展の寄与や需要者の利益の保護の見地から妥当でない。③ そもそも上記のようなブランドに係る商標は、それがファッション分野の商品(衣服や装飾品等)に使用されると、当該デザイナーのブランド表示として客観的に把握されるから、同じ読みの氏名の他の人物を想起、連想させるものではなく、当該他の人物の人格的利益が毀損されるおそれはない。

イ(ウ) したがって、ローマ字表記した氏名の表示を含む商標の出願に対して商

標法4条1項8号の「他人」該当性を判断するに当たっては、指定商品との関係で当該氏名の周知、著名性を考慮すべきである。

ウ しかるに、本件審決が指摘する「宮下孝洋」等は、いずれも現存する人物であるとしても、単にその氏名がハローページに掲載されているだけで、著名性・希少性を有する人物であるとはいえないから、本願商標の前半部分から直ちにこれをそれらの者であると認識すること自体あり得ない。それゆえ、本願商標の登録によって、それらの者の人格権の毀損が生じることはない。また、原告は、ファッションデザイナーであるAが立ち上げたブランドである「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の表示を、同人のデザインする被服、サンダル、サングラス、眼鏡、アクセサリなどの出所表示として使用しているところ（甲3）、同人はファッションデザイナーとして世界的に有名な人物であり（甲12）、本願商標は同人のブランドとして世界的に有名である（甲13の1・2）。

それゆえ、本願商標は、出願に係る指定商品（ファッション分野の商品）に使用すれば、これに接する取引者、需要者をして、同人のブランドを示すものであると把握、認識させるから、「ミヤシタ タカヒロ」を読みとする「氏名」の他の人物の人格的利益が毀損されるおそれはない。したがって、「宮下孝洋」等は、商標法4条1項8号の「他人」には該当しないというべきである。

【判 断】

1 本願商標が人の氏名を含む態様のものであるか否かについて

(1) 本願商標は、「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標であるところ、このうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、子音と母音の規則的な並び方から、ローマ字表記であることが容易に理解されるものである。これに対し、それに続く「TheSoloist.」の文字部分については、子音と母音の並び方から前半部分とは異なりローマ字表記ではないことが容易に看取され、また、「T」と「S」のみを大文字で、その余の文字を小文字で書して成ることから、外国語の記載であると容易に推測され、そのうち「The」が我が国において親しまれた英語の定冠詞であること等からして、英語表記であると容易に理解され得るものである。したがって、本願商標については、ローマ字表記による「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分（前半部分）がその余の部分と結合された構成を有していると容易に認識し得るものであるといえる。

その上で、「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、無理なく一連に発語することができ、「タカヒロミヤシタ」という称呼が自然に生じるところ、証拠（乙2～5）によると「タカヒロ」を読みとする名前（「孝大」、「孝弘」、「隆広」、「貴大」、「貴弘」等）が、証拠（乙6）による

と「ミヤシタ」を読みとする姓氏（「宮下」）が、それぞれ日本人にとってありふれたものであることが認められる。

以上に加え、証拠（甲5、6、乙7、8、10、11、33～38）及び弁論の全趣旨によると、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することが少なくなく、全ての文字を欧文字の大文字で記載することも少なくなく、また、その場合、従来、名前、姓氏の順で記載することが広く行われていたと認められることを考慮すると、本願商標の構成のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、「ミヤシタ（氏）タカヒロ（名）」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであり、本願商標は「人の氏名」を含む商標であると認められる。

(2) これに対し、原告は、本願商標は、文字を同大、等間隔に書して外観上まとまりよく一体的に表して成る構成であり、一体不可分の態様として把握されると主張するが、そのような外観を踏まえても、前記(1)のとおり、前半部分は、その余の部分と結合されたものと容易に認識し得るものといえる。

また、原告は、前半部分は、欧文字の大文字を空白を入れることなく整然と一列に並べるもので、それ自体がまとまりよく一連で表されているから、一体不可分の態様で把握されると主張するが、そのような外観を踏まえても、前記(1)のとおり、前半部分は、「ミヤシタ（氏）タカヒロ（名）」を読みとする人の氏名として客観的に把握されるものであるといえる。この点、姓氏と名前を2段に分けて表記したり、姓氏と名前との間に空白を入れて表記したりする例が存在し、それらがパスポートやクレジットカードの例であること（甲5、6）から直ちに、そのような表記でなければ人の氏名であると理解されないとはいえず、また、姓氏と名前の頭文字のみを大文字で記載する例があること（乙7、8、10）から直ちに、そのような表記でなければ人の氏名であると理解されないとはいえないのであって、これらの表記の存在は、前記(1)の認定判断を左右するものではない。

さらに、原告は、ローマ字表記の際の姓氏と名前の記載の順序についても主張するが、日本国政府が公文書において令和2年1月1日から原則として姓氏、名前の順とすることを決定するなどしたこと（甲11の1・2）から直ちに、姓氏、名前の順でなければ氏名をローマ字表記したものと理解されなくなるものでもない。

その他、原告は、他の審決例（甲7）の存在も主張するが、異なる商標についての同審決例の存在が本願商標についての前記(1)の認定判断を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は、いずれも前記(1)の認定判断を左右するものではない。

2 商標法4条1項8号該当性について

(1) 証拠（乙13～28）によると、①「宮下孝洋」という者が2018年

12月版（掲載情報は同年9月5日現在）及び2016年12月版（掲載情報は同年9月7日現在）の「ハローページ（新潟県上越版）」に、②「宮下隆寛」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県飯田版）」に、③「宮下貴博」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県松本版）」に、④「宮下孝弘」という者が2019年3月版（掲載情報は2018年11月28日現在）及び2017年3月版（掲載情報は2016年12月1日現在）の「ハローページ（長野県木曾版）」に、⑤「宮下高広」という者が2019年9月版（掲載情報は同年6月3日現在）及び2017年9月版（掲載情報は同年6月5日現在）の「ハローページ（長野県長野版）」に、⑥「宮下高弘」という者と「宮下貴浩」という者がそれぞれ2019年9月版（掲載情報は同年6月3日現在）及び2017年9月版（掲載情報は同年6月5日現在）の「ハローページ（長野県上田版）」に、⑦「宮下孝弘」という者が2019年2月版（掲載情報は2018年11月1日現在）及び2017年2月版（掲載情報は2016年11月1日現在）の「ハローページ（小平・西東京・東村山市版）」に、⑧「宮下貴博」という者が2018年11月版（掲載情報は同年7月26日現在）及び2016年11月版（掲載情報は同年8月3日現在）の「ハローページ（川崎市川崎・幸・中原区版）」に、それぞれ掲載されていることが認められ、上記各事実からすると、上記の者は、いずれも本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。そして、上記の者は、いずれもその氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる。その他、ウェブページ（乙7, 8, 10, 11, 29～32）からも、氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とする「宮下貴博」, 「宮下敬宏」, 「宮下孝洋」, 「宮下孝広」又は「宮下貴浩」という者及び氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる「宮下隆裕」又は「宮下隆博」という者が存することが認められ、これらの者も、本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。

弁論の全趣旨によると、上記の者は、いずれも原告とは他人であると認められるから、本願商標は、その構成のうちに「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているとは認められない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号に該当する。

(2)ア これに対し、原告は、商標法4条1項8号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とすると解すべきであると主張する。

しかし、商標法4条1項8号は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護するものである（最高裁平成15年（行ヒ）第265号同16年6月8日第三小法廷判決・裁判集民事21

4号373頁，最高裁平成16年（行ヒ）第343号同17年7月22日第二小法廷判決・裁判集民事217号595頁参照）ところ，その規定上，「雅号」，「芸名」，「筆名」及び「略称」については，「著名な」という限定が付されている一方で，「他人の氏名」及び「名称」についてはそのような限定が付されていない。同号は，氏名及び名称については著名でなくとも当然にその主体である他人を指すと認識されることから，当該他人の氏名や名称の著名性や希少性等を要件とすることなく，当該他人の人格的利益を保護したものと解される。したがって，原告の上記主張は採用することができない。

イ また，原告は，ファッションの分野においては，周知，著名なブランドの使用者に独占排他的権利が認められてしかるべきであると主張し，① 同程度に周知，著名性を獲得したブランドであるにもかかわらず，他人の現存の有無といった出願人（ブランド使用者）の関与し得ない要素によって承諾の要否や承諾が必要な数が異なり，登録可能性に差異が生じる旨，② 氏名をローマ字表記する場合は，承諾の対象者が広く，他人の承諾を得ることが困難であるから，氏名のローマ字表記が相当珍しいものでない限り，商標登録が事実上不可能となる旨，③ 上記のようなブランドに係る商標は，それがファッション分野の商品に使用されると，当該デザイナーのブランド表示として客観的に把握されるから，同じ読みの氏名の他の者を想起，連想させるものではなく，当該他人の人格的利益が毀損されるおそれはない旨を主張する。

しかし，「他人の氏名」を含む商標について原則として商標登録を受けることができないとし，「その他人の承諾」を得ている場合をその例外と定める商標法4条1項8号においては，上記①及び②のようなことが一定程度生じることは，予定されているというほかなく，そのことを直ちに公平でないとか商標法1条の目的に反するということとはできない。また，同号が具体的な人格的利益の侵害又はそのおそれを要件として定めるものではないことからすると，上記③のような場合には同号に該当しないと解することはできない。したがって，原告の上記主張は，前記(1)の判断を左右するものではない。

3 結論

以上によると，本願商標が商標法4条1項8号に該当するとした本件審決の判断に誤りはなく，原告主張の取消事由は認められない。

結 論

よって，原告の請求は理由がないから，これを棄却することとして，主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は，出願商標が第9類，第14類，第18類，第25類に属する商品に指定した「人名」（ローマ字）標章であることから，特許庁が請求不成立の審決をしたことを不服とした取消請求事件であるが，請求人（原告）は，単に日本人にとってはありふれた何人かの氏名であるから，法4条1項8号に該当する商標

であると認定したことの誤りを主張したのであるが、即ち、第1に「宮下孝洋」等は他人を想起、連想させる標章ではないことを主張し、第2に「宮下孝洋」等は法4条1項8号の「他人」には該当しない、と主張したことに対しては、いずれも審決の判断を左右する要素に値しないとして、取消事由と認められないと判断したのである。

2. 判決は、審決の判断と理由を肯認したことから、原告の証拠事実に基づく主張は否定されたのであるが、原告が提出した「ハローページ」からの証拠の収集には苦勞されたと思うのである。

〔牛木 理一〕